

石川県生涯学習インストラクターの会会則

(名称及び事務局)

第1条 この会を石川県生涯学習インストラクターの会（以下「本会」という。）と称し、事務局を会長の指定する場所に置く。

(目的)

第2条 当会は、地域社会の生涯学習を支援するために、会員の資質の向上、地域の情報交換、地域社会への学習機会の提供等を目的とする。

(組織)

第3条 当会は、生涯学習インストラクター・生涯学習コーディネーター有資格者及び会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(事業)

第4条 当会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 互いの資質向上を図るために研修を行う。
- (2) 地域の生涯学習を進めるための情報交換を行う。
- (3) 地域社会への学習機会の提供を行う。
- (4) 会員相互の理解を深めるために、会員の親睦を図る。
- (5) その他、地域社会の生涯学習の援助、支援に必要な事業を行う。

(役員)

第5条 当会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 事務局次長 | 2名 |
| (5) 書記 | 1名 |
| (6) 会計 | 1名 |
| (7) 編集委員長 | 1名 |
| (8) 編集委員 | 1名 |
| (9) 監査 | 2名 |

(相談役)

第6条 当会の事業、企画、運営全般を支援し、調整する。

- (1) 相談役は、役員会の議を経て役員経験者の中から、会長が委嘱する。
- (2) 相談役は、会長の諮問により、役員会に出席して意見を述べることができる。
- (3) 相談役は、1名

(特別役員)

第7条 当会に次の特別役員を置き、当会の企画、運営、活動等に協力する。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 名誉会長 | 1名 |
| (2) 顧問 | 若干名 |

(役員・特別役員の任期)

第8条 当会の役員・特別役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員を選出)

第9条 当会の役員・特別役員の選出は総会において選出する。

(役員職務)

第10条 当会の役員職務は、次の通りとする。

- (1) 会長は当会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 事務局長は日常業務等を執り行う。
- (4) 事務局次長は事務局長を補佐する。
- (5) 書記は当会の事務活動等を記録する。
- (6) 会計は当会の事務活動の経費を明確に記載し、収支決算書を作成する。
- (7) 編集委員長は当会の活動等をまとめ、会報の発行(年1回)をする。

(会議)

第11条 当会は総会をもつ。

- (1) 総会は決議機関とし、年1回開催し、事業方針、規約改正、予算、決算、役員改選、その他重要な事項を決定する。
- (2) 総会は会長が招集する。
- (3) 総会での決議は、出席者の過半数の賛成により決定する。

(会費)

第12条 会費として年2,000円徴収するが、当会の活動中にやむを得ない事情により臨時徴収することもあり得る。

(会計)

第13条 当会の財政は会費、その他の収入をもってこれにあてる。

第14条 当会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第15条 当会の運営に関しては、必要な事項は別にこれを定める。

- (付 則) 1、この会則(石川県生涯学習インストラクターの会)は、平成14年3月17日より施行する。
- 2、この会の名称(石川県生涯学習インストラクター・コーディネーターの会)は、平成24年4月1日より改名する。(コーディネーター制度に伴う)
- 3、この会則は、平成26年3月29日総会に一部改正し、平成26年4月1日より施行する。

(役員・特別役員の任期)

第8条 当会の役員・特別役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員を選出)

第9条 当会の役員・特別役員の選出は総会において選出する。

(役員職務)

第10条 当会の役員職務は、次の通りとする。

- (1) 会長は当会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 事務局長は日常業務等を執り行う。
- (4) 事務局次長は事務局長を補佐する。
- (5) 書記は当会の事務活動等を記録する。
- (6) 会計は当会の事務活動の経費を明確に記載し、収支決算書を作成する。
- (7) 編集委員長は当会の活動等をまとめ、会報の発行(年1回)をする。

(会議)

第11条 当会は総会をもつ。

- (1) 総会は決議機関とし、年1回開催し、事業方針、規約改正、予算、決算、役員改選、その他重要な事項を決定する。
- (2) 総会は会長が招集する。
- (3) 総会での決議は、出席者の過半数の賛成により決定する。

(会費)

第12条 会費として年2,000円徴収するが、当会の活動中にやむを得ない事情により臨時徴収することもあり得る。

(会計)

第13条 当会の財政は会費、その他の収入をもってこれにあてる。

第14条 当会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第15条 当会の運営に関しては、必要な事項は別にこれを定める。

- (付 則) 1、この会則(石川県生涯学習インストラクターの会)は、平成14年3月17日より施行する。
- 2、この会の名称(石川県生涯学習インストラクター・コーディネーターの会)は、平成24年4月1日より改名する。(コーディネーター制度に伴う)
- 3、この会則は、平成26年3月29日総会に一部改正し、平成26年4月1日より施行する。